

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 15 日現在

機関番号：22604

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2011～2012

課題番号：23830050

研究課題名（和文）国際貿易体制の規範構造

研究課題名（英文）Legal Structure of the World Trading System

研究代表者

北村 朋史 (Tomofumi Kitamura)

首都大学東京・社会科学部・准教授

研究者番号：20613144

研究成果の概要（和文）：

国際貿易体制の法的性格について歴史的かつ実証的な観点から検討を行った。特に同体制の創設と変容に大きな影響を与えた締約国の通商政策とその経済的・政治的背景、及びそれらの要因が同体制における貿易交渉のあり方、実体的な義務の内容、紛争解決手続の態様等にいかなる影響を及ぼしていったのかの検討を通じて、保護貿易を前提とした 2 国間の権利義務関係の束から、自由貿易の実現を目的とした客観的な法秩序としての同体制の性格変容の過程を論理内在的に明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

This study examined the legal structure of international trading system through historical and positive analysis. More specifically, this study investigated the trade policies of major contracting parties and how those policies affected the mode of negotiation, the content of obligations and the means of dispute settlement in the GATT/WTO, and thereby revealed the historical evolution of the that system from a bundle of bilateral relationships to an objective legal order aimed to achieve a more liberal world trade.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2011 年度	900000	270000	1170000
2012 年度	700000	210000	910000
年度			
年度			
年度			
総計	1600000	480000	2080000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際法、国際経済法、国際貿易体制、GATT、WTO

1. 研究開始当初の背景

世界貿易機関 (WTO) の成立から 15 年以上の時間が経過した。その間ドーハ開発ラウンドの停滞によって、さらなる貿易の自由化を促進する WTO の機能は大きく制限されてきたものの、その詳細なルールと強力な紛争解決手続を通じて、WTO は国際通商関係

の安定と発展に大きく貢献してきた。

しかしながら、その一方で（あるいはそうした貢献ゆえに）、WTO は以下の 2 つの批判に晒されてきた。

まず第 1 が、WTO の規律によって、環境、人権、あるいは文化といった貿易以外の価値が損なわれているのではないかと、また WTO

規範とこれら非貿易的価値について規律する国際法規範の間で、相矛盾する義務が課されているのではないかという国際貿易体制の「実体的」ないし「水平的」な正統性に対する批判である。自由貿易は効率的な資源配分の実現を通じて、社会全体の経済厚生を改善し、国際経済の発展に多大な貢献をもたらす。しかしながら、国際社会においては、戦争の防止や平和の実現、自由の促進や人権の尊重、所得の分配や環境・公衆衛生の保護といった種々の非貿易的価値が存在し、またこれら価値の実現を意図した多様な規範が存在する。したがって、仮にWTOの存在によって、これら非貿易的価値の実現や規範の遵守が阻害されているとすれば、その国際法規範としての正統性に対する疑問や批判は免れ得ない。WTOにおいては、その詳細な規定や強力な紛争解決手続によって、国際法規範としては未曾有の効果的な規律が実現していることから、その他の価値や規範との抵触の可能性が、とりわけ切実な問題として生起しているのである。

そして第2が、民主的な意思決定によって成立した国内規制や措置が、なぜ十分な代表制や熟議を欠いたWTOの意思決定に従属し、しばしばWTO協定違反として、その撤回あるいは修正を余儀なくされるのかという国際貿易体制の「手続的」ないし「垂直的」な正統性に対する批判である。WTOにおける意思決定も、上官によって任命される国家公務員の合意に依拠し、またかかる上官も究極的には国政選挙による洗礼を受ける国務大臣の差配に依拠する点で、いわゆる「正統性の連鎖 (legitimacy chain)」の概念に適合している。しかしながら、意思決定が与える効果の重大性に比して、かかる正統性の連鎖があまりに間接的である場合、「決定によって影響を受ける者自身による決定」という民主主義の基本的な理念が充足されているとは言いがたい。WTOは加盟国政府の政策選択を制限するという点で、国内憲法と同様の効果を有する一方、国内法に匹敵ないし優越する民主的な正統性を備えていないことから、加盟国の国内規制や措置との間に深刻な「正統性の乖離 (legitimacy gap)」が生じているのである。

こうした「WTO体制の正統性」をめぐる疑問に答えるためには、なによりも「WTO体制は、いかなる主体に対して、いかなる権利義務を創設することを意図して構築された秩序であったのか」というWTO体制の法的性格に関する理解が不可欠となる。後述するようにWTOの法的性格については、例え

ばこれを国家間の「契約」とみる立場や、個人の不可分の権利を保護する「憲法」とみる立場等があるが、これらいずれの立場に立つかによって、WTO体制に求められる「正統性」の意味も、またこれに関する批判に対する回答も自ずと異なるからである。

本研究は、以上の問題関心に基づいて、WTO体制の法的性格について明らかにすることを動機としたものである。

2. 研究の目的

WTO体制の法的性格については、これまで多くの研究がなされてきたが、それら研究は根本的な対立状況にあると言える。例えば、Pauwelynは、多数国間条約体制上の義務は「契約」に例えられる2国間的な義務と「刑法」に例えられる「全体的義務」に大別されることを指摘した上で、WTO協定下の義務は2国間的な義務であり、WTO体制はこうした2国間的な権利義務関係の束として理解できることを主張している(契約説)。またHowseは、WTO体制を貿易の自由化、特に福祉国家的な経済政策に対するコミットメントを前提とした貿易の自由化(「埋め込まれた自由主義」という加盟国の共通利益の実現を目的とした機能的な統治のシステムとして理解できることを主張している(公法説)。さらにPetersmannは、国境を越えた経済活動の自由を個人の人権(貿易権)として理解し、WTO体制はこうした個人の人権を保障することを目的とした国際的な立憲体制として理解できることを主張している(憲法説)。

以上のようなWTO体制の法的性格に関する学説対立の原因としては、これら先行研究における歴史的かつ実証的な研究の欠如という問題点が指摘できる。例えば、WTO協定の「契約的」な性格を主張するPauwelynは、その主な論拠として、「そもそも貿易とは2国間的な現象である」ことを主張している。すなわち、仮にある国がまた別の国からの輸入製品に対して輸入制限措置を適用したとしても、これによってその他の国の利害に影響が及ぶわけではないから、これはあくまでも当事国間の問題として理解できるという主張である。こうした理解は、GATTが成立した第2次世界大戦直後の経済活動、及びかかる経済活動の規律を目的としたGATTの法的性格に関する理解としては適当なものであったかもしれない。しかしながら、かかる理解が、生産体制のグローバル化が進んだ現在の経済活動、そしてそうした現在の経済活動の規律を目的としたWTO体制についても妥当するかは疑問である。WTO体制の法的性格を明らかにするため

には、これを国際貿易体制の発展という歴史的な文脈の下に位置づけ、実証的な方法に研究する必要がある。

本研究は、以上のような先行研究の状況と問題点を鑑みて、戦後の国際貿易体制がいかなる法的性格を有する法秩序として成立し、そしていかに発展し、変容していったかをその経済的・政治的な背景や、実体的・手続的規律内容等の実証的な分析を通じて明らかにすることを目的としたものである。

3. 研究の方法

本研究では、国際貿易体制の歴史的発展の分析にあたって、以下の4つの時代区分を設定した。

- ①戦間期の米国互惠通商協定
- ②前期GATT (GATT成立から60年代初頭まで)
- ③後期GATT (60年代初頭からWTO成立まで)
- ④WTO 体制 (WTO成立以降)

戦間期の米国互惠通商協定について検討したのは、後述する通りこれが戦後の国際貿易体制の直接的な起源となっていたからである。

そして、上記のそれぞれの時代区分について、主に次の4つの事項を検討した。

- ①米国通商政策とその経済的・政治的背景
- ②貿易交渉のあり方
- ③実体的義務の内容
- ④紛争解決手続の態様

特に米国通商政策について検討したのは、同国が戦後の貿易交渉に多大な影響を及ぼし、その通商政策が国際貿易体制の性格を強く規定してきたからである。

4. 研究成果

本研究の結果、①戦間期米国互惠通商協定、②前期GATT、③後期GATT、④WTO 体制の法的性格について、それぞれ以下のような結論が得られた。①2国間の契約的合意としての米国互惠通商協定。②2国間の契約的合意の束としての前期GATT。③2国間の契約的合意の束から自由貿易の実現を目的とした公法的な秩序への変容過程としての後期GATT。④自由貿易の実現を目的とした公法的な秩序としてのWTO体制。

すなわち、米国においては、1934年互惠通商協定法の成立をもって、外国との通商協定の締結を通じた貿易の自由化が図られることになったが、これはあくまでも輸出産業のための市場の獲得を目的としたもので、輸入競争産業に損害を生じるような貿易の自由化が意図されていたわけではなかった。むしろ、通商協定の締結にあたっては、国内産業への損害を回避することが必須の条件とされていたのであって、そのため戦間期の米国互惠通商協定は、特定の製品について特定の

国との間で相互に関税率を削減することを約束する互恵的な関税協定、及びかかる関税協定の効果を保護することを目的とした従属的かつ原則的な通商規定という2つの要素によって構成される2国間協定として成立することになった。包括的ないし一律的な関税削減によっては、関税譲許が国内産業に与える効果について事前に検討し、国内産業に損害を生じる関税譲許を回避することは不可能で、また個別製品毎の関税譲許の交換を多数国間で行うことは、もとより不可能であったからである。他方、こうして約束された互恵的な関税協定の効果を保護するためには、数量制限等のその他の手段によって関税譲許によって与えられた輸出利益が無効化・侵害されることを防止する必要があったからである。この結果、戦間期の米国通商協定は、いわば国内市場の部分的な開放を対価として輸出市場を売買する2国間の「契約的」な合意としての性格を有することになったのである。

これに対して、1948年におけるGATTの成立は、しばしば自由主義あるいは「埋め込まれた自由主義」の理念を反映した「多角的自由貿易体制」の誕生、すなわち自由貿易という締約国の共通利益の実現を目的とした「公法的」な秩序の誕生として理解される。しかしながら、GATTの成立に際して、米国保護貿易主義が放棄されたわけではなく、その結果、GATTにおける貿易の自由化も、国内産業への損害回避を前提とした国別・製品別の互恵的な関税約束を通じて実施されることになった。そして、これに応じて多数国間協定としてのGATTの通商規定も、かかる2国間的な関税約束の効果を保護することを目的とした従属的かつ原則的な規定、すなわち戦間期の米国互惠通商協定の通商規定をほぼそのまま踏襲するものとなった。さらにこうした通商規定の性格に合わせて、GATTの紛争解決手続も、法の厳格な適用というよりは、紛争当事国間の合意を通じた問題の解決を志向する調停類似の手続きとして機能することになった。この点で、GATTは自由貿易という締約国の共通利益の実現を目的とした「公法的」な秩序というよりは、むしろ戦間期の米国互惠通商協定の同様の構造を有していたのであって、その性格は輸出市場の互恵的な取引を目的とした2国間の「契約的」な合意の「集合」として理解されるべきものであったと言える。

しかしながら、その後1960年代に至って、国際貿易体制のあり方に根本的な変更を加える重大な変化が生じた。欧州共同市場の拡大とこれによる貿易転換効果という問題に直面していた米国が、大幅な貿易の自由化によってかかる貿易転換効果を排除することを目的として、国内産業に対する損害の発生

の回避というその伝統的な通商政策指針を撤回することになったのである。これによって、1960年代に開催されたケネディ・ラウンドにおいては、国別・産品別の関税削減に代わって、多角的かつ一律的な関税削減が実施され、少なくとも先進国間の工業産品に関する限り、関税はもはや貿易の大きな妨げとはならない水準まで引き下げられた。そして、かかる成果の結果、その後1970年代に開催された東京ラウンドは、関税障壁というよりは、むしろ製品の安全基準や環境基準といった国内規制を含む非関税障壁の削減・撤廃を主眼としたものとなり、国別・産品別の関税約束の効果を保護することを目的とした従来の通商規定に代わって、締約国の非関税障壁そのものの撤廃・削減を目的とし、それゆえ締約国に一律的で客観的な義務を賦課する新たな通商規定の策定が試みられた。さらにこうした新たな通商規定の策定と軌を一にして、かかる規定の遵守を確保することを目的とした紛争解決手続きの改正・強化が図られた。これら東京ラウンドにおける取り組みは、文字通りの多角的自由貿易体制としての道を歩き始めたGATTが必然的に直面することになった課題であって、この点で同貿易交渉は、いわば「公法的」な秩序としての国際貿易体制の創設を目指したGATTの「立法過程」として理解される。

上記のような国際貿易体制の変容過程を大きく推し進めたのが、1980年代から90年代にかけて開催されたウルグアイ・ラウンドである。同貿易交渉の劇的な成果の説明としては、種々の要因が指摘しうるが、とりわけ重要であったのが、いわゆる「工場とオフィスの分離」による新たな国際的な分業体制の進行という点である。すなわち、従来先進国内において途上国からの輸入競争に晒され、それゆえ貿易の自由化に対する反対勢力を形成してきた生産者が、むしろ途上国に生産拠点を移すことによって、さらなる貿易の自由化と国際的な通商関係の安定化を支持する立場へと転向したのである。この結果、同貿易交渉において、多角的な通商規定が大幅に強化・拡大され、また紛争解決手続が当事国の合意による協定違反を許さない厳格な履行確保手続へと変容したのであって、同貿易交渉の結果成立したWTO体制は、自由貿易の実現を目的とした公法的な秩序としての性格をさらに色濃くすることになったのである。

本研究は、以上の通り国際貿易体制の性格変容をその経済的・政治的背景にまで遡って、実証的かつ論理的に論証した点で重要な学術的意義を有するものと考えられる。

本研究の成果はいまだ公表に至っていないが、雑誌論文ないし図書にまとめて公表していく予定である。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計0件)

[学会発表] (計0件)

[図書] (計0件)

[産業財産権]
○出願状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

北村 朋史 (Tomofumi Kitamura)
首都大学東京・社会科学研究所・准教授
研究者番号：20613144

(2) 研究分担者 ()

研究者番号：

(3) 連携研究者 ()

研究者番号：

